

2019年(令和元年)7月6日(土)

三島市住民訴訟
要件審理が結審

地裁判決10月11日

豊岡武士・三島市長
が市土地開発公社から
三島駅南口西街区の土
地の買い取りを怠った

のは違法として、住民
団体が豊岡市長の手續
きの違法確認などを求
めた住民訴訟の第5回
口頭弁論が5日、静岡
地裁(増田吉則裁判長)
であった。裁判は、訴
訟要件を満たしている
かの審理と、実質的な
審理とを分離してお
り、5日で訴訟要件の
審理が結審した。判決
は10月11日。

地裁が「訴訟要件な
し」と判断すれば、訴
えは却下される。「訴
訟要件あり」と判断す
れば、実質的な審理に
入ることになる。

住民団体は「豊岡市
長が土地を公社から買
い取るのを怠ったた
め、転売差益相当額の
損害を市に与えた」と
主張している。現地で
は既に東急電鉄がホテ
ル建設を進めている。
【石川宏】